

第2回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和元年 5月 8日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和元年 5月 8日 午前10時16分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保	○		
3	岸正二	○		
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子	○		
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子	○		
8	下田三徳	○		
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子	○		
11	須田和敏	○		
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実	○		
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司	○		
17	廣瀬淳		○	
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

/	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
/	新井健二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
/	津久井一美	○		農地利用最適化推進委員班長
/	爲谷賢司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席3番 岸 正二 委員

議事録署名委員 議席4番 角田 壽一 委員

議事参与が制限された委員数 2人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局 長 内山 勉
統括主幹(係長) 竹之内 智行
主 事 角田 圭介
主 事 小林 史弥
農 林 課 主幹 川田 美穂子 主査 石原 秀和

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第2回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。
ただいまの出席委員は19人中18人で会議は成立しました。
なお、議席番号17番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題としま
す。
議事録署名委員に議席番号3番、岸正二委員と議席番号4番、角田
壽一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は議席番号3番、岸正
二委員と議席番号4番、角田壽一委員に決定しました。
つづきまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定に
よる許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地法第5条の規定
による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお
願いたします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第5条関係を許可番号5の13の記載の1件について、平成31年4月16日に意見聴取をいたしました。

同日付をもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。
つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1から4ページの4番までの4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑が終了しました。
以上で報告第2号が終わりました。
つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1から7ページの6番までの6件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑が終了しました。
以上で報告第3号が終わりました。
つづきまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の9ペー

ジをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、9ページから10ページに記載の番号1から5番までの5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。
以上で報告第4号が終わりました。
つづきまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の11ページをお願いします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。

以上で報告第5号が終わりました。

つづきまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、小野上地区を岸第1班長に、子持、赤城、北橘地区を高井第1班長より報告をお願いします。

最初に岸第1班長、お願いします。

3 番

4月25日に実施しました、第1班、渋川、小野上地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、大島アサ子委員、眞下謹司委員、事務局の狩野主幹、小林主事と私、岸の6名で実施しました。

渋川、小野上地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請の保留分が2件、第5条による申請が8件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は墓地、西と南は田、北は道路となっております。問題ないと思われれます。

次に5条申請の保留分であります。5ページをご覧ください。

申請番号5の4番保留分の現地は、東は一体利用する申請番号5の5番保留分の申請地、西は道路、南は田、北は転用許可済み地となっております。問題ないと思われれます。

申請番号5の5番保留分の現地は、東は道路、西は一体利用する申請番号5の4番保留分の申請地、南は宅地、北は転用許可済み地となっております。問題ないと思われれます。

次に5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南と北は畑、西は道路と鉄道用地となっております。問題ないと思われれます。

申請番号5の2番の現地は、東と南と北は道路、西は畑となっております。問題ないと思われれます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と北は畑、西は道路、南は宅地となっております。問題ないと思われれます。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地と同月申請されている申請番号5の5番の申請地、西は宅地、南は畑、北は道路となっております。問題ないと思われれます。

申請番号5の5番の現地は、東と北は一体利用する宅地、西は同月申請されている申請番号5の4番の申請地、南は畑となっております。

問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東と西と南は田、北は水路となっています。問題ないと思われます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は転用許可済み地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東は山林、西は道路、南と北は畑となっています。問題ないと思われます。

以上で第1班、渋川、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、子持、赤城、北橘地区を高井第1班長より報告をお願いします。

13番

4月25日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と私、高井と事務局の竹之内係長、齋藤主任行政専門員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が4件、合計6件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は道路と墓地、西は道路、南は畑と道路、北は田となっています。申請地は、農業振興地域内であり、一帯は優良農地となっています。今回の申請についてはパネルの高さがあり北側の農地への影響が懸念されます。

続きまして議案書の4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は道路、西は水路と畑、南と北は畑となっています。この申請地についても農業振興地域内であり、一帯は優良農地となっています。今回の申請についてもパネルの高さがあり北側の農地への影響が懸念されます。

次に5条申請であります。議案書9ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東は畑、西は道路、南は道路、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

続きまして議案書の10ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は畑、西は宅地、南と北は畑となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東は道路と宅地と雑種地、西は道路、南は水路と雑種地、北は道路となっています。問題ないと思われま
す。続きまして議案書の11ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、東は畑、西は道路、南は畑、北は宅地
となっています。問題ないと思われま

す。以上で第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして質疑等
がありましたらお願いします。

事務局 はい、議長。事務局、係長。

議 長 はい、事務局、係長。

事務局 ただいまの高井眞佐実委員の補足説明をいたします。申請番号4の
2番と3番につきまして申請地北側農地への懸念ということで申請人
に確認したところ、北側境界線より構造物を2mバックする計画に変
更する確約をもらい、申請書の土地利用計画図の差し替えをさせてい
ただきました。

議 長 ほかに質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑が終結しました。
以上で報告第6号が終わりました。
つづきまして、議事日程第9、協議第1号、農用地利用配分計画案
の意見についてを議題とし、意見の決定を求めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました農用地利用配分計画案の意見につ
いてご説明いたします。協議書の1ページをお願いします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農
地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会
があったので意見の決定を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、農林課の担当職員より説明させますの

でよろしくご審議の程お願いします。

議 長

それでは、農林課の担当者から説明していただきます。

農林課

農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、赤城地区における農用地利用配分計画であります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

また、土地改良の事業途中で地番、面積が確定していない土地は、上段のかっこ書きが一時利用指定の仮地番及び面積、下段が従前の土地の地番及び面積となります。

今回、賃借権の設定等を受ける者は2名です。

一人目の方は、平成26年9月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地は2筆、面積4,707平方メートル、一時利用指定では1筆、面積4,472平方メートルになります。土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

二人目の方は、平成27年5月に群馬県農業公社に規模拡大、経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望はレタス、キャベツです。賃借権の設定等をする土地1筆、面積は1,748平方メートルです。土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

以上で、協議第1号の説明を終わります。

ご協議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見については、認めることでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。
つづきまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
3の1番から3の5番の5件を上程し審議いたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてをご説明いたします。議案書1ページから2ページ関連です。議案書1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の1番、3の2番、3の3番はいずれも農業経営規模拡大を図るものです。それぞれ譲受人、譲渡人当事者の話合いが整い申請されたものです。詳細は議案書に記載のとおりです。

1枚めくって、2ページをお願いします。

申請番号3の4番は農業経営規模拡大、3の5番は農業経営効率化を図るものです。それぞれ譲受人、譲渡人当事者の話合いが整い申請されたものです。詳細は議案書に記載のとおりです。

また、農地法第3条の調査書につきましては、お手元に配布させていただいており、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、関係委員が譲受人となっている事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は自己又は配偶者、親族に関する議事参与の制限により、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 これより、申請番号3の2番と3の3番の2件について、審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の2番と3の3番の2件について、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 それでは、次に、申請番号3の2番と3の3番を除いた3の1番から3の5番の3件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の2番と3の3番の2件を除いた3の1番から3の5番の3件について、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号4の1番から4の3番の3件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書3ページから4ページ関連

です。3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番は農用地区域に該当すると思われませんが、露天駐車場用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われません。

申請番号4の2番は農用地区域に該当すると思われませんが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われません。また、営農型発電の農地法許可申請実情調査を4月25日に実施いたしましたが、結果についてはお手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

4ページをお願いします。

申請番号4の3番は農用地区域に該当すると思われませんが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われません。また、営農型発電の農地法許可申請実情調査を4月25日に実施いたしましたが、結果についてはお手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。なお、申請人は申請番号4の2番と同じ申請人です。

それ以外の内容につきましては、記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、会長が議長を務めておりますが、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事に参与できませんので、渋川市農業委員会規程第3条の会長職務代理者が、会長が欠けたとき、その職務を代理することになっておりますのでこの事案については、大島会長職務代理者に議長をお願いします。

(議長退席)

議 長

それでは、規定によりましてこの議事について議長を務めさせていただきます、会長職務代理者の大島です。よろしく申し上げます。

まず、営農型発電の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して7番、飯塚委員にお願いします。

7 番

はい、議長。7番飯塚。

議 長

はい、飯塚委員。

7 番 調査は、4月25日に大島アサ子委員、高橋昭彦委員、阿久津孝雄推進委員、津久井一美推進委員と私で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。最初に申請番号4の2番と4の3番の2件を審議します。先程の報告を含め事案について質疑のある方はお願いします。

1 番 はい、議長。1番星野。

議 長 はい、星野委員。

1 番 今回の申請は営農型での太陽光発電転用申請になりますが、私の知るかぎりでは平成29年10月まで1件の申請もないがその後申請がありましたか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 5件の申請がありました。

1 番 はい、議長。1番星野。

議 長 はい、星野委員。

1 番 はい。件数については分かりました。こうした農地の有効利用は理想的であります。作物の作付状況はどのように確認しているのか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 毎年2月頃に所定の様式で報告をしてもらっています。また、利用状況調査で地区担当の推進委員に農地の状況を報告してもらっています。

1 番 はい、議長。1番星野。

議 長 はい、星野委員。

1 番 今後も報告確認をしっかりとしてください。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 あくまで3年の一時転用であり、適正な耕作状況、収量、品質が保証されなければ次回更新が見送られます。

4 番 はい、議長。4番角田。

議 長 はい、角田委員。

4 番 補足説明で北側農地への懸念がありましたが、計画を変更したことで懸念は解消されるのか。また、隣地への作物の影響はどのようなのか。

事務局 はい、議長。事務局、係長。

議 長 はい、事務局、係長。

事務局 営農型発電については、国の通知により許可、不許可を決めています。日陰の状況につきましては、パネルの直下及び夏至日の南中高度により日陰になる位置を対象に許可判断を行っています。2mのバックでも冬至の季節では北側農地に影響がある可能性もあるが通知では謳われていません。計画変更した図面では国の基準をクリアできています。

4 番 はい、分かりました。

議 長 ほかに質疑のある方はお願いします。

6 番 はい、議長。6番新井。

議 長 はい、新井委員。

6 番 申請地で栽培する作物を教えてください。また、通常の8割の収

穫が許可基準になるが事務局は確認しているか。2 mバックしたとあるが2 mの根拠はなにか。

事務局 はい、議長。事務局、係長。

議長 はい、事務局、係長。

事務局 申請番号4の2番はかぼちゃ、4の3番はねぎです。
2 mの根拠は国の基準です。

6 番 はい、議長。6番新井。

議長 はい、新井委員。

6 番 2 mバックすれば収量8割を確保できるということですか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 2 mバックは申請地の収量確保のためではなく、北側農地への影響を考慮したためです。

6 番 はい、議長。6番新井。

議長 はい、新井委員。

6 番 2 mバックすることで周辺農地は同意しているか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 転用するにあたって同意は必要ない。ただ周辺農地に支障がないか国の通知を基に2 mバックすれば支障がないと判断した。

6 番 はい、分かりました。

議長 ほかに質疑はある方はお願いします。

4 番 はい、議長。4番角田。

議長 はい、角田委員。

4 番 隣地問題は解消されているということなので申請人は委員会の代表という立場であるので模範的な事業を行ってほしい。

事務局 はい、議長。事務局、係長。

議長 はい、事務局、係長。

事務局 6番委員の質問の隣地同意ですが申請番号4の2番、4の3番は、実情調査の報告のとおりです。また、隣地同意は他の申請すべてにおいて法令上必要ありません。

議長 ほかに質疑はある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、申請番号4の2番と4の3番について、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。退席している委員は席にお戻りください。議長を交代します。

(議長着席)

議長 それでは、議長を交代いたしました。引き続き議事を進行させていただきます。残りの4の1番について、これより審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番について、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、保留分を議題とし処分の決定を求めます。
申請番号5の4番保留分と5の5番保留分の2件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請、保留分につきましてご説明いたします。5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、保留分、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号5の4番保留分、5の5番保留分は4月5日の月次総会にお諮りし、農林水産省令第57条第1項第2号に規定の申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分又は処分の見込みが必要とされ、本件申請は都市計画法の開発許可若しくは許可見込みが必要であるが、先月の総会審議時点では許可及び許可見込みがなかったことから、保留とした案件であります。

なお、5月7日午後0時に前橋土木事務所へ本件について確認したところ、4月26日に開発許可申請書を受付したが、これから内容等について審査するところであり、現時点で許可、不許可の見込みは回答できないとのことです。

ここで、農地法施行規則第57条の4の規定により、農業委員会は申請書の提出があった日の翌日から起算して80日以内に、当該申請書に意見を付して知事に送付することとされており、本件はその期間を超過してしまいましたが、同条ただし書きの特段の事情に該当として、今回についても保留とし、前橋土木事務所の回答待ちでその結果を受け、次回の総会で再度、議案上程することとしたいと思います。

なお5の4番保留分、5の5番保留分ともに第2種農地に該当すると思われ、一体利用で店舗、修理工場用地に転用申請するものです。

それ以外の内容につきましては記載のとおりです。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の4番保留分、5の5番

保留分について審議します。質疑のある方はお願いします。

1 番 はい、議長。1 番星野。

議長 はい、星野委員。

1 番 申請を議案に上げる前に、他法令の許可が得られないのであれば申請を遅らせる指導はできなかったのか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 本来であれば、都市計画法の開発行為も農業委員会の転用申請と同歩調で対応してもらうべきであり、本申請の受付時も開発許可申請をすぐ出すという話でしたが、都市計画法第32条に規定する市との同意に関して協議中であることが後に分かり、前橋土木事務所からも開発許可の見込みを判断する段階ではないとの回答がありました。次回からは申請の受付時に開発の審査状況を確認の上、申請対応したい。

1 番 はい、議長。1 番星野。

議長 はい、星野委員。

1 番 保留として議案に上げるのではなく、許可できる段階で議案に上げてはどうか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 対応も検討したいが、現状、毎月審議しなければならないことになっている。

議長 ほかに質疑のある方はお願いします。

6 番 はい、議長。6 番新井。

議長 はい、新井委員。

6 番 今回も保留ということか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 他法令の関係で今回も保留としたい。他の許可基準は問題無い。

議長 ほかに質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の4番保留分、5の5番保留分について、開発許可申請書は提出されたが現時点での許可、不許可の回答はできないとの許可権者の意向であり、今回も保留とし、前橋土木事務所の結果をもって再度上程することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 つづきまして、議事日程第13、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から12番の12件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。7ページから11ページ関連です。7ページをお願いします。
議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。
申請番号5の1番は第2種農地、5の2番は第3種農地に該当すると思われま。それぞれ太陽光発電事業用地、一般住宅用地に転用申請するものです。
続きまして、見開きで8ページ、9ページをお願いします。申請番号5の3番、5の6番は第3種農地、5の4番、5の5番は第2種農

地に該当すると思われます。それぞれ、建売分譲住宅用地、露天資材置場用地、露天資材置場用地、一般住宅用地に転用申請するものです。

なお、5の5番は追認事案であります。9ページをお願いします。

申請番号5の7番は第3種農地、5の8番は第2種農地、5の9番は第1種農地ですが集落接続の例外に該当すると思われます。

それぞれ事務所用地、太陽光発電設備用地、一般住宅建設用地に転用申請するものです。

続きまして、見開きで10ページ、11ページをお願いします。

申請番号5の10番、5の11番はいずれも第3種農地に該当すると思われます。いずれも、太陽光発電設備設置用地に転用申請するものです。

11ページをお願いします。

申請番号5の12番は第1種農地であります。農業用施設に使用するものであり、不許可の例外に該当すると思われます。農業用施設として、農機具置場用地及び露天駐車場用地に転用申請するものです。

なお、既存施設と合わせ、面積1,346.64平方メートルの一体利用となります。

それ以外の内容につきましては記載のとおりです。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から5の12番の12件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、申請番号5の1番から5の12番の12件について、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第14、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和元年6月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が32人、借受人が18人、筆数が62筆、面積が87,798平方メートルです。

この個別の内訳は、14ページから16ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、審議を分けさせて対応させていただきます。審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長

最初に、農用地利用集積の総括表番号44番、45番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。総括表番号44番、45番の2件について議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第5号の番号44番、45番の2件について

議案のとおり承認することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議長 続きまして、農用地利用集積の総括表番号44番、45番を除く1番から62番の60件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。農用地利用集積の総括表番号44番、45番を除く1番から62番の60件について議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第2回渋川市農業委員会月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時16分>